

山形県 住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金のお知らせ～

県外から移住された方が賃貸住宅に居住された場合、家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月分を補助します！



補助対象要件

【以下の全てに該当する方が対象です】

- ◆令和6年3月1日から令和6年12月31日までの期間に、県外から県内の市町村に転入していること。
 - ◆移住した日の前日までに「やまがた暮らし移住登録」に登録していること。または、裏面の公的相談窓口等を利用していること。
- ※↓登録はコチラ↓

インターネット上「やまがたe申請」内のフォームでのご登録となります。



- ◆移住した日以後に「移住完了アンケート」に回答していること。
- ◆県内に定住する意思があること。
- ◆転勤・進学による移住でないこと。

【補助対象経費】

◆申請者本人が契約の当事者である住宅賃貸借契約に基づき、令和6年3月1日～12月31日までの間に支払った家賃※以下の住宅は対象となりません。

- ① 県営、市町村営の賃貸住宅
- ② 社宅、社員寮等の雇用主から貸与される住宅
- ③ 3親等以内の親族が所有する賃貸住宅

申請の流れ

1 「やまがた暮らし移住登録」

移住の前に！

居住開始！

2 各市町村での転入手続き

移住の後に！

3 移住完了アンケートへ回答

毎月の家賃のお支払い

年度末に！

4 必要書類を準備して申請

以下の書類の電子データをご準備してください

- 転入後の住民票原本の写し
- ※申請日から3月以内発行、個人番号記載なしのもの
- 住宅手当の支給が確認できる書類
- 住宅賃貸借契約書の写し
- 補助金の振込先を示す書類（通帳の写し）
- 家賃支払証明書（別記様式第2号）

※補助金は令和7年3月までに一括して交付
※予算が上限に達した場合、受付を終了します。

詳細はコチラ↓

山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」にてご確認ください。

山形県 家賃補助金



申請期限 令和7年1月17日まで



公的相談窓口一覧

- やまがた暮らし・しごとサポートセンター (東京都千代田区有楽町二丁目10-1)
 - (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター (山形市鉄砲町二丁目19-68)
 - 山形県ひとり親家庭応援センター (山形市小白川町二丁目3-31)
 - マザーズジョブサポート山形 (山形市双葉町一丁目2-3)
 - マザーズジョブサポート庄内 (酒田市中町一丁目4-10)
 - 山形県ナースセンター (山形市松栄一丁目5-45)
 - 山形県福祉人材センター (山形市小白川町二丁目3-30)
 - やまがたチャレンジ創業応援センター (県内各商工会議所、各商工会)
(商工会議所、商工会)
 - 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 (山形市松栄二丁目2-1)
 - 山形県信用保証協会 (山形市城南町一丁目1-1)
 - やまがた21人材バンク (山形市松栄二丁目2-2-1)
 - 山形県若者就職支援センター (山形市城南町一丁目1-1) (本部)
 - (公財) やまがた農業支援センター (山形市緑町一丁目9-30)
 - (一社) 山形県農業会議 (山形市緑町一丁目9-30)
 - 山形県林業労働力確保センター (山形市大字長谷堂字馬場2265)
 - 山形県漁業経営・就業支援センター (酒田市山居町二丁目14-23)
 - 山形県漁業協同組合 (酒田市船場町二丁目2-1)
 - 移住先の市町村の移住、新規就農、
Uターン就職、住まい、教育、子育てほか (県内各市役所又は役場)
移住に関する相談窓口
 - その他、知事が必要と認める公的相談窓口等
- ※ 市町村窓口への転入手続きや県営・市町村営の賃貸住宅の申込手続きなど、転居に伴う義務及び形式的な窓口利用で、移住に関する相談を伴わない場合は「公的相談窓口を利用した」とはみなしません。

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス: yamagatakeniju@pref.yamagata.jp